

令和6年6月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>市管理地への無断駐車や私的利用について、土地所有者（市）が何らかの対策を実施してほしい。</p>	<p>御指摘いただきました市管理地の使用は、近隣住民の方々と推測されるため、町内会と連携を図りながら、適切に維持管理ができるよう無断駐車や私的利用への対応を行ってまいりますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課】</p>
<p>以下2か所の交差点に防護柵や車止めポールなどの設置を要望する。</p> <p><県道43号線と旧東海道の交差点> 地域住民の通勤・通学などで使われているのと同時に、玉川小学校の通学路で、南草津駅方面など学区北側から通学する児童のほとんどが利用する交差点。縁石すらない角もある。</p> <p><南草津駅自転車自動車駐車場脇の交差点> 普段から車両通行量、歩行者いずれも多いものの、四角に縁石しかない。自転車出入口に、間違えて交差点から車が侵入しているところを見たこともあり、防護柵や車止めポールなどの設置が必要と考える。</p>	<p><県道43号線の交差点について> 県道に関するため、滋賀県南部土木事務所へ問い合わせたところ、次のとおり回答がありましたので、御理解をお願いします。</p> <p>【滋賀県南部土木事務所の回答】 本件は、通学路の安全対策に関する要望であることから、関係者（草津市教育委員会、滋賀県南部土木事務所、公安委員会（警察）、地元関係者様）により現地立会させていただき、防護柵の設置について検討させていただきます。</p> <p><南草津駅駐車場および駐輪場脇の交差点について> 御要望いただきました交差点につきましては、車や歩行者等の通行量が多く、事故が起きていることも確認していますことから、今後、公安委員会（警察）とも連携を図り、安全対策を検討していきます。</p> <p>なお、南草津駅自転車自動車駐車場の自転車出入口への車の誤侵入につきましては、施設管理者が、出入口に車両進入禁止の表示を出して警告されており、車止め等の対策は不要と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 土木管理課】 【建設部 道路課】</p>
<p>市の水路に鉄板やプランター、植木鉢を置き、不法占拠している人がいる。</p>	<p>御意見をいただきました、市の法定外水路上が植木鉢等で不法占用されている件につきまして、現地を確認し、撤去していただくよう占用者と思われる方のお宅を訪問しましたが、留守であったため、啓発チラシを投函しています。</p>

令和6年6月 回答分

手紙の概要	回 答
	<p>今後、占有者に対し、法定外水路にある不法占有物を撤去するよう、訪問し啓発を行うとともに、今回の件については、地元町内会にも報告いたしますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 土木管理課】</p>
<p>狭あい道路について、寄附する場合の確定測量、分筆作業、所得権移転登記、後退用地整備を市にしてもらおう場合の条件として、官民境界等の確定が必要とあるが、多額の費用がかかる。</p> <p>土地を寄附するのだから、負担をなくしてほしい。</p>	<p>このたびは、道路後退部分の御寄附について御検討いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>御相談いただきました建築計画につきましては、建築基準法により、敷地は原則幅員4m以上の道路に接道するように定められています。あなた様の敷地のように、幅員4m未満の法律で定められた基準を満たす道路の場合は、道路の中心から2mまでが道路と見なされ、接道していると扱われることにより、建築が可能となりますが、道路と見なされた部分は、建築ができないことに加え、所有者様に維持管理等をしていただかなければなりません。</p> <p>しかしながら一方で、狭あい道路拡幅整備事業は、道路と見なされた部分の維持管理等を行わなければならない所有者様の、将来にわたっての御負担を減らすとともに、震災時の避難経路や緊急車両の通行確保を行い、防災・安全のまちづくりを推進するため、所有者様から御寄附をいただく事業で、この場合の道路部分の分筆や所有権の変更、整備および以降の維持管理は市が行います。</p> <p>敷地の一部を御寄附いただき分筆するに当たりましては、予め敷地全体の位置や面積を所有者様の御負担により確定していただく必要がありますが、個人資産の整理や確認にもつながるものですので、御理解、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【都市計画部 建築政策課】</p>
<p>キラリエ草津ホームページ内の講座案内ページが、キラリエ使用開始からcoming soonのまま何の情報も載せられていないので、活用してほしい。</p>	<p>御指摘いただいたキラリエ草津ホームページ内の「講座案内」のページにつきましては、準備中のままとなっており、御不便をおかけして誠に申し訳ありません。</p> <p>キラリエ草津で実施される催しにつきましては、現在は、入居団体様ごとのホームページ（サイト下部にリンク掲載）で情報発信されています。</p> <p>御指摘いただいたページにつきましては、一旦閉鎖し、キラリエ草津を管理する指定管理者に対し、再公開に向けて改善するよう指導しますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 まちづくり協働課】</p>

令和6年6月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>キラリエ草津のカフェ横西側のテラスやベンチがある場所で、喫煙している人を頻繁に見かける。大変迷惑なので、看板等分かりやすく注意喚起してほしい。</p>	<p>御指摘いただいた件につきましては、守衛による巡回を行い、喫煙者を発見した場合は注意を行っています。また、プロムナードにおいては喫煙禁止の張り紙をしています。</p> <p>しかしながら、未だテラス等で喫煙を行う者がいることにつきましては、本市としても非常に残念であり、御提案いただきました内容を踏まえ、今後も管理組合や指定管理者と協力してより一層の対策を講じていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 まちづくり協働課】</p>
<p>市の特定健康診断で利用する病院について、駐車場を拡大してほしい。隣接する公園の一部を、駐車場として転用してほしい。</p>	<p>特定健診の受診やその後の治療のため通院される際、駐車場に御不便を感じておられるとのことですが、市には病院の開設に関する権限や、病院の構造設備等に関する指導の権限がありません。それらの権限を有する滋賀県にも確認しましたが、病院開設の際、駐車場に関する基準はないとのことでした。</p> <p>以上のことから、市から病院に対して、駐車場の拡大について配慮いただくよう申し入れを行うこと等はいたしかねますので、御理解をお願いします。</p> <p>次に、病院の隣にある公園につきましては、市民の皆様の憩いの場である都市公園として供用を開始しています。都市公園は、都市公園法第十六条において、みだりに廃止してはならないと規定されていますことから、御提案いただいている公園の一部を廃止し駐車場として転用することは、市民の皆様の憩いの場を縮小することに繋がるため、市としては対応いたしかねます。</p> <p>また、公園内に駐車場を整備する場合であっても、当該駐車場は公園利用者のために整備するものであり、その他の目的のための御利用は御遠慮いただいていますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部 健康増進課】 【建設部 公園緑地課】</p>
<p>5月28日に、雨の関係で下校時間が通常より早くなったが、学校からの連絡はメールの一斉送信であり、メールに気付いたのは子どもが下校してから2時</p>	<p>5月28日にお子様の下校時刻が通常より早くなったことにつきまして、学校からの連絡が不十分であったことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>現在、市内小中学校では、自然災害等の対応について速やかに全ての保護者へ伝えられるよう、電話ではなくアプリのメッセージ機能やアンケート機能を使用し、連絡しているところです。</p>

令和6年6月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>間後だった。</p> <p>自然災害時は、電話連絡をしてほしい。電話連絡が難しければ、アプリを既読機能のあるものに改善する等、方法を検討してほしい。</p>	<p>しかしながら今回の事案では、保護者に向けてメッセージの送付は行ったものの、全員へメッセージが伝わっているか否かの確認が不十分な状態で、児童を下校させることとなり、あなた様に御心配をおかけする事態となってしまいました。</p> <p>今後は、メッセージの送付で終わるのではなく、メッセージ開封の有無の確認等、保護者へメッセージの内容が伝わったことの確認を徹底するとともに、安全を確保した下校となるよう、各学校における危機管理マニュアルを改善します。また、今回のような事態が起こらないよう、保護者の意思確認ができない場合には、子どもの安全を最優先として、児童生徒を学校預かりとし、その後お迎えにきていただく運用とするよう各校へ周知します。</p> <p>なお、保護者の意思確認の手段としましては、メッセージの開封確認の他、アプリのアンケート機能や電話連絡といった方法等が考えられますが、各校の児童生徒数等の状況により効果的な方法が異なりますことから、状況に合わせた適切な方法が取れるよう、各校にて対応を検討させていただきます。</p> <p>今後も子どもたちが安心して成長できる市になるよう努めますので、御理解、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 学校教育課】</p>